香取広域市町村圏事務組合公告第１３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第１項の規定により、次のとおり香取広域市町村圏事務組合管理者の職務を代理する者を設置する。

令和８年１０月３０日

香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者
香取広域市町村圏事務組合副管理者　岩田利雄

１　職務代理者の職氏名　香取広域市町村圏事務組合管理者職務代理者
香取広域市町村圏事務組合副管理者　岩田利雄

２　設置期間　令和８年１０月５日から令和８年１１月３０日まで